

公募に関する質問への回答について (R6. 4. 17 現在)

No.	サービス種別	質 問	回 答
1	認知症対応型共同生活介護	<p>募集要項には、「管理者 1ユニットに1名」とあるが、射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例には、「指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障が無い場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする」とある。</p> <p>専従で配置しないと審査の原点、もしくは公募提出を受け付けない等はあるか。</p>	<p>兼務での配置であっても公募提出を受け付けますし、審査の減点にはなりません。</p>